



森屋たかし・鬼木まこと 議員 ハイタク問題で質疑。

4月20日(木)、参議院 国土交通委員会が開かれ、『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地活化法)』等の一部を改正する法案審議がなされた。

最初に立憲民主党 **森屋 たかし議員**(全国比例)が質問に立ち、「ライドシェア合法化は認めないという国土交通省の見解は変わってはいないか。」と問い合わせ、それに対し齊藤鉄夫 国交大臣は「安全の確保や利便性といった運行責任の主体を事業者ではなくドライバーが担うライドシェアは我が国においては認められない。その考えは変わってはいない。」と答弁した。続けて森屋議員は「様々な特区制度を突破口として利用し、ライドシェアが認められてしまうことはないか。」と問い合わせ、「特区であってもライドシェアは認められない。」との答弁を引き出した。また、今回懸念されている“協議運賃制度”的タクシーへの導入についても触れ、「改正タク特措法に基づく特定・準特定地域では公定幅運賃が定められ、不当な過当競争を防ぐために下限運賃が設定されているが、協議運賃制度により下限割れが認められてしまうのか。」との問い合わせに、国交省自動車局長は「特定・準特定地域では協議運賃制度は適用されない。」と答弁したが、森屋議員は「そもそも現在でも特定・準特定地域において下限割れ運賃が存在していること自体がおかしい。このままでは協議運賃により下限割れがなし崩し的に認められかねない。国交省はよりしっかりと対応するべきだ。」と国交省の更なる対応を促した。

また、**鬼木 まこと議員**(全国比例)もハイタクが苦しむ現状について触れ、「地域公共交通はコロナ以前から苦しい状況にあった。今も続く地域公共交通の苦境は決してコロナだけが原因ではない。アフターコロナ対策だけではなく、抜本的な対応をしなければ地域公共交通は再生されない。」と国の地域公共交通に対する考え方を正した。

全自交はこれからも森屋 たかし・鬼木 まこと両議員のようにハイタク、地域公共交通問題について正面から取り組む議員を応援し続ける。